

次期港区地域保健福祉計画の範囲について

1 子ども・子育て分野の推進体制の強化

港区地域福祉計画（現「港区地域保健福祉計画」）は、子ども・子育て分野を包含した地域福祉分野の総合計画として策定してきました。

近年、少子化の深刻化、児童虐待やいじめ問題、子どもの貧困問題、子育て負担の増加など、幅広い子どもに関する政策や支援について、これまで内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁がそれぞれ対応していたものを一元化して対応することで、より実効性のある政策の実現を目的として令和5年度に「こども家庭庁」が創設されるなど、子ども・子育て分野の諸施策が加速化しています。

区は、令和6年度に子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」の4つの計画を包含した、子ども・子育て分野の総合計画であり、子ども・子育て分野の最上位計画となる「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）を策定しました。

令和7年度からは、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」に基づき、子ども・子育て分野の施策をより一層推進していくとともに、条例に基づき設置された外部委員等により構成される「港区子ども・子育て会議」において、施策の進捗管理及び評価を行います。

2 次期地域保健福祉計画における子ども・子育て分野の取扱い

子ども・子育て分野の施策は、上記1の体制において計画の進捗管理、評価及び見直しが行われていくことを踏まえ、次期地域保健福祉計画は、高齢分野、障害分野、健康づくり・保健分野、生活福祉分野及び地域福祉分野の5分野5章構成で策定し、子ども・子育て分野の施策は、別項で「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の概要（施策一覧等）を掲載することで、区の地域福祉の全体像を示すこととします。

3 子ども・子育て分野から推薦された委員の地域保健福祉推進協議会への参画

次期地域保健福祉計画の5分野には、子ども・子育て分野に関連または重複する施策が多く含まれるとともに、分野横断的かつ総合的な視点から地域福祉の全体像を捉える必要があることから、地域保健福祉推進協議会には、引き続き子ども・子育て分野から推薦された委員に参画していただき、本協議会での意見を子ども・子育て部門を含めた全庁で共有することとします。

【次期地域保健福祉計画の範囲】

